

訴訟書類送信書

平成 2 5 年 5 月 1 日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 官部 慎太郎 様 (FAX : 0857-54-1781)

被告

原告 代理人

被告 弁護士

駒井重忠
tel.0857-25-0150
fax 0857-25-0151



<p>事件の表示</p> <p>平成 2 4 年 (行ウ) 第 6 号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件</p> <p>原告 官部 慎太郎 被告 鳥取市</p>	
<p>送信文書内容</p> <p><input type="checkbox"/> 答弁書 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 書証 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (証拠意見書(1))</p>	<p>本書を含めず (2 枚)</p> <p><input type="checkbox"/> 準備書面</p> <p><input type="checkbox"/> 証拠申出書</p> <p><input type="checkbox"/> 証拠説明書</p> <p>[平成 2 5 年 5 月 1 日付]</p>
<p><input type="checkbox"/> 答弁書 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 書証 ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p><input type="checkbox"/> 準備書面</p> <p><input type="checkbox"/> 証拠申出書</p> <p><input type="checkbox"/> 証拠説明書</p> <p>[平成 年 月 日付]</p>

受信後、ただちに次の措置をお探りください。

1. 落丁・送信ミスの有無を確認してください。
2. 落丁・送信ミスがなければ受領書部分をご記入の上、この文書を送信者と裁判所宛にファクシミリで送信してください。
3. 落丁・送信ミスがあれば、送信者に委細をご連絡ください。

受領書

平成 年 月 日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中 (FAX 0857-29-9744)

原告 被告 訴訟代理人弁護士 駒井重忠 (FAX 0857-25-0151)

原告

1. 送信文書 (計 枚) を平成 年 月 日受領しました。
2. 送信文書の原本のコピー交付の要否・・・ 必要 不要

平成24年（行ウ）第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 宮部慎太郎

被告 鳥取市

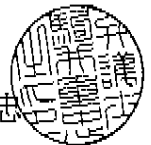
証拠意見書（1）

平成25年5月1日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

（主任）被告訴訟代理人 弁護士

駒井重忠



同

弁護士

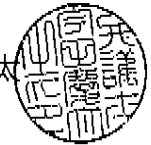
西川弘康



同復代理人

弁護士

今田慶太



原告らから平成25年4月30日付でなされた文書提出命令申立に対し、被告は下記のとおり釈明を求める。

記

- 1 証拠調べの必要性が認められない場合には書証の取調べを要しない（民事訴訟法181条1項）。争点との関連性が不明瞭、又は争点との関連性が乏しく、証拠調べの必要性が認められない文書提出命令申立は却下されるべきである。よって、争点を明示したうえで、争点と証明すべき事実との関連性、証拠の必要性について釈明を求める。
- 2 文書提出義務の原因として、原告らは民事訴訟法220条3号を挙げるが、当該文書が「挙証者の利益のために作成された」文書（同号前段）とする趣旨なのか、「挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成さ

れた」文書（同号後段）とする趣旨なのかを明確にされたい。

- 3 文書提出義務の原因として、原告らは民事訴訟法220条4号を挙げるが、同号を理由とする文書提出命令申立は、書証の申出を文書提出命令申立によってする必要がある場合でなければ、することができない（同法221条2項）。よって、書証の申出を文書提出命令申立によってする必要性について釈明を求める。

以上